

当社グループは、未成年者喫煙防止・不正取引の防止等、たばこ規制枠組条約に規定されている事項の幾つかについて従来から自主的・積極的に取り組んでいます。

他方、たばこに対する規制については、各国の異なる法制度、文化、社会情勢を前提として、それぞれの国が自国の実情に照らして最も相応しい規制内容を決定すべきであると考えています。

世界のたばこ事業を取り巻く主な制度等

WHO「たばこ規制枠組条約」

「たばこ規制枠組条約」は6回の政府間交渉を経た後、2003年5月のWHO総会において採択がなされ、締約国数が40カ国に達した日の90日後に当たる2005年2月27日に発効しました。2009年3月31日時点で164カ国（EC含む）が同条約の締約国となっており、日本政府は2004年3月9日に同条約に署名し、2004年6月8日に同条約を受諾しています。同条約には各種の規定が盛り込まれており、締約国に法的義務を課す条項もあれば、解釈・実施につき締約国の裁量を認める条項もあります。主要な条項は次のとおりです。

- 価格及び課税措置（課税主権を書されることなく、適当な場合、課税政策・価格政策の実施、免税販売を禁止／制限することが可能等）
- 包装及びラベル（有害性が低いとの誤った印象を生み出す用語等によりたばこ製品の販売を促進しないことを確保する効果的措置、主たる表示面の30%以上の警告表示等）
- 広告等（広告・販売促進・後援を包括的に禁止。憲法上の原則により包括的禁止を行う状況にない国はあらゆる広告等を規制等）
- 未成年者への販売（未成年者への販売を禁止する効果的措置を採択／実施）
- 代替活動への支援の提供（適当な場合、耕作者及び販売業者等に対し代替活動を促進）

同条約の発効を受けて、2006年2月に、第1回締約国会議が開催され、締約国会議の事務規則や次回会議に向けた報告等に関する事項、ならびにガイドライン案及び議定書案の作成等について議論が行われました。また2007年6月には、第2回締約国会議が開催され、第8条（たばこの煙にさらされることからの保護）に関するガイドラインが採択されるとともに、第15条（たばこ製品の不法な取引）に関する議定書策定のための政府間交渉組織の設置、ならびにその他の主要条

項にかかる今後のガイドライン策定スケジュール等が決議されました。2008年11月には、第3回締約国会議が開催され、第5条3項（たばこ産業からの擁護）、第11条（包装・表示）及び第13条（広告・販促）に関するガイドラインが採択されるとともに、第15条に関する議定書策定のための政府間交渉組織の進捗状況の報告、ならびにその他の主要事項にかかる今後の作業の進め方等が決議されました。

当社グループは、未成年者喫煙防止・不正取引の防止等、同条約に規定されている事項の幾つかについて従来から自主的・積極的に取り組んでいます。他方、たばこに対する規制については、各国の異なる法制度、文化、社会情勢を前提として、それぞれの国が自国の実情に照らして最も相応しい規制内容を決定すべきであると考えています。当社グループとしては、各締約国が同条約を実施するに際し、各国の実情に応じた適切かつ合理的な措置が講ぜられるよう、必要に応じ各締約国等と対話を行ってまいります。

たばこ製品マーケティング国際標準

2001年9月、当社は、「たばこ製品マーケティング国際標準」を遵守することとしました。本国際標準は、世界各国でのたばこ製品の責任あるマーケティング活動の基本を定めたものです。本国際標準はブランドマーケティングが決して未成年者を対象とせず、健康に関する情報を認識し喫煙することを選択した成人のお客様のみに向けられることを目的とする最低限度のものです。

本国際標準の主な規定は以下のとおりです。

- 「広告宣伝」、「販売促進イベント」及び「スポンサーシップ」の統一的定義
- たばこ製品の広告宣伝に適用される厳格なガイドライン
 - 印刷広告は、少なくとも読者の75%が成人である出版物にしか掲載しない。
 - 35m²より大きな屋外広告は行わない。
 - TVやラジオ、インターネット上の広告は、視聴者が100%成人であることを認証できない場合、広告を行わない。
 - 成人観客が75%以上であると合理的に判断されない限り、映画での広告を行わない。
 - 広告には著名人や25歳以下と思われる人物を使用しない。また、喫煙がスポーツ又は運動競技上、職業上、人気、あるいは性的な成功・向上を示唆する広告も行わない。

一 広告等への健康に関する注意文言の表示

- 250cm²未満の店頭用ツール等ごく一部の例外を除き、実質的にすべての広告、販売促進及びマーケティングツールに表示しなくてはならない。

一 スポンサーシップの制限

- たばこ製品のブランド名を付すイベント又は活動において、すべての競技者及びその他の積極的参加者は成人でなければならない。
- 2006年12月1日からたばこ製品のブランドプロモーションを目的とするスponsorシップの対象であるイベント又は活動における観客の75%以上が成人でなければならない。またこれらのイベントの電子媒体による偶発的な露出以外は不可。

一 すべての販売促進活動を、認証された成人喫煙者に限定

未成年者喫煙防止

未成年者喫煙防止は社会全体で取り組む必要のある課題です。当社グループは、世界各国における法令、自主規準及び「たばこ製品マーケティング国際規準」に基づき、世界各国において、適切に事業運営を行うとともに、企業としての社会的責任を果たす観点から、政府や関係団体等と連携して未成年者喫煙問題に向けた様々な取り組みを行っています。

各国における取り組みについては、以下のウェブページで詳しく紹介しています。

<http://www.jti.co.jp/sstyle/think/underage/index.html>
(日本)

http://www.jti.com/cr/positions/cr_positions_youth_smoking
(海外)

EU及び加盟国とのたばこの密輸品・偽造品対策に係る協力契約

2007年12月14日、連結子会社であるJT International S.A.及びJT International Holding B.V.は、EU及び26加盟国との間で、欧州におけるたばこの密輸や偽造の問題を解決するための協力契約を締結しました。これまでも、当社グループとしてその対策に取り組んできましたが、これまでの取り組みに加え、EU及びその加盟国との間でより効率的かつ建設的な密輸品・偽造品対策のための体制が構築され、密輸品・偽造品から当社グループ商品のブランド価値を保全することができるものと考えています。2009年4月21日には、英国がこの協力契約に参加しました。

この協力契約に基づき、EU及び加盟国における密輸品・偽造品対策に係る取り組みを支援するために、契約締結時から15年間にわたって、当初5年間は毎年50百万米ドル、以降10年間は毎年15百万米ドルの資金を拠出することとしています。

日本のたばこ事業を取り巻く主な制度等

日本たばこ産業株式会社法

JTは、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を経営することを目的として、「日本たばこ産業株式会社法」に基づいて設立されました。政府は、この法律において、常時、JTの成立のときに政府に無償譲渡されたJT株式の総数の2分の1(2006年4月1日に実施した株式分割後の株式数:500万株)以上に当たる株式を保有することとされており、かつその保有比率については今後の株式の増加数も含め、JTの発行済株式総数の3分の1を超えるものでなければならないこととされています。また、JTが発行する株式若しくは新株予約権を引き受けようとする者の募集をしようとする場合、又は株式交換に際して株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を交付しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。この法律では、財務大臣の認可を受けて、JTが製造たばこの製造、販売及び輸入の事業ならびにこれに附随する事業の他に、会社の目的を達成するために必要な事業を行うことが認められています。取締役、執行役及び監査役の選任及び解任の決議、ならびに定款の変更、剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、分割又は解散の決議には財務大臣の認可が必要とされています。また、毎事業年度終了後3カ月以内に、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出する必要があります。

たばこ事業法

「たばこ事業法」は、日本のたばこ産業の健全な発展を図り、財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的として1984年8月に制定されました。この法律は、製造たばこの原料用としての葉たばこの生産及び買入れならびに製造たばこの製造及び販売等に関して規定しています。原料用国内産葉たばこの買入れにあたっては、JTはあらかじめ耕作者との間で、葉たばこの種類別の耕作面積ならびに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結することが義務づけられています。JTは、契約に基づいて生産された製造たばこの原料に適するすべての葉たばこを買い入れることになっています。JTはこの契約を締結する際、葉たばこの種類別の耕作総面積及び葉たばこの価格について、「葉たばこ審議会^(※)」の意見を尊重しなければなりません。JTは法律で定められた日本における唯一のたばこ製造業者であり、製造する製造たばこの品目別卸売販売価格の最高額について、財務大臣の認可を受ける必要があります。製造たばこの輸入業者と卸売業者は、財務大臣の登録を受ける必要があります。また製造たばこの小売販売業者は、財務大臣の許可を受ける必要があります。JTの製造する製造たばこ及び輸入業者の輸入する製造たばこの小売定価は、財務大臣の認可を受けなければなりません。財務大臣は、消費者の利益を不当に害することになると認めるとき等を除き、申請された小売定価を認可することとされています。小売販売業者は、財務大臣の認可を受けた小売価格によらなければ、製造たばこを販売してはならないとされています。

※葉たばこ審議会：JTの代表者の諮問に応じ、原料用国内産葉たばこの生産及び買入れに関する重要事項につき調査審議するための審議会。委員は11人以内で、耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから財務大臣の認可を受けてJTの代表者が委嘱します。

注意文言等

日本では、たばこ事業法第39条に基づき、製造たばこの包装にたばこ事業法施行規則第36条で定める「製造たばこの消費と健康との関係に関して注意を促すための文言」（注意文言）を表示することが義務付けられています。注意文言については、たばこ事業法施行規則に具体的に定められており、同施行規則では、直接喫煙（肺がん、心筋梗塞、脳卒中及び肺気腫）に関する4種類の文言と、妊婦の喫煙、受動喫煙、喫煙への依存及び未成年者の喫煙に関する4種類の文言の計8種類の文言とすること、直接喫煙に関する4種類の文言とそ

れ以外の4種類の文言のうち、それぞれ一つ以上を選び、たばこ包装の「主要な面」に一つずつ表示し、これらの文言が年間を通じて品目及び包装ごとに概ね均等に表示されるようにすること、これらの文言の表示場所については、それぞれ「主要な面」の面積の30%以上を占める部分とすること等が規定されています。また同施行規則では、「マイルド」、「ライト」等の用語を使用する場合には、消費者にたばこの消費と健康との関係に関して誤解を生じさせないための文言を、それらの用語を使用しているたばこの包装に表示しなければならない旨の規定が設けられています。当社が日本国内市場向けに出荷するすべての製造たばこには、同施行規則の規定に従い、すべての必要な表示が適切に付されています。また当社は、これら法令で定められた義務を遵守した上で、今後とも「マイルド」、「ライト」等の用語を国内で使用する予定です。

「製造たばこに係る広告を行う際の指針」等

日本では、たばこ事業法第40条に基づき財務大臣から「製造たばこに係る広告を行う際の指針」が告示されており、社団法人日本たばこ協会（TIOJ）^(※)においては、広告活動等に関し、本指針の趣旨に沿って自主規準を設け、当社を含むTIOJ会員各社はこれを遵守しています。同指針は、屋外におけるたばこ製品の広告（ポスター・看板等）はたばこの販売場所及び喫煙所を除き行わないこと、日刊新聞紙（スポーツ紙、夕刊紙等を除く）については広告方法等に配慮すること等の他、たばこ広告に記載される注意文言の表示及び内容に関する事項を定めています。これを踏まえ、TIOJにおいては、自主規準を設定し、当社を含む会員各社は、屋外広告看板や公共交通機関車両での銘柄広告の中止、新聞における広告量及び掲載面の制限等必要な対応を実施しています。

※社団法人日本たばこ協会（TIOJ）：TIOJは、たばこに関する情報の収集及び普及を通じ、たばこに対する社会の公正かつ客観的な理解促進に貢献するとともに、たばこをめぐる社会環境に適切に対応しつつ諸活動を実施することにより、我が国のたばこ産業の健全な発展を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする、業界を代表する公益法人です。

1985年に設けられたたばこ会社の協議会を母体として、1987年に任意団体として設立され、1990年に社団法人に改組されています。

未成年者喫煙防止

— 成人識別たばこ自動販売機

社団法人日本たばこ協会（TIOJ）、全国たばこ販売協同組合連合会及び日本自動販売機工業会の3団体は、未成年者喫煙防止、及び未成年者のたばこ購入防止対策の一環として「成人識別機能」を搭載したたばこ自動販売機を共同で開発し、2008年3月より全国導入を段階的に実施しました。

「成人識別たばこ自動販売機」は、「たばこを自動販売機で購入するにあたり、ICカードを用いて購買者が購入時点で成人であるか否かを識別し、成人と確認された場合にのみ購入可能とする機能」を備えています。千葉県八日市場市での第一次導入検証結果、及び鹿児島県の種子島での第二次導入検証結果を踏まえ、2008年7月に全国での導入が完了しました。当社としては、未成年者のたばこ購入防止に向けた本共同取り組みの趣旨を尊重し、円滑な稼働及びICカードの普及に向け積極的に参画しています。

たばこ製品に関連する訴訟等

喫煙と健康に関する訴訟等

当社グループは、喫煙、たばこ製品のマーケティング又はたばこの煙への曝露から損害を受けたとする訴訟を受けています。今日までのところ、当社グループは一度も敗訴しておらず、当社グループが被告とされている喫煙と健康に関する訴訟に関して和解金を支払ったこともありません。

当社が日本国内で現在抱えている喫煙と健康に関する訴訟は、以下の2件です。

まず、3名の元喫煙者が、喫煙により疾病に罹患したとして、当社及び国等を相手取り総額3,000万円の損害賠償及び注意文言表示の強化等を求めて横浜地方裁判所に提起した訴訟があります（2005年1月19日付）。2005年4月20日に第一回口頭弁論が行われ、現在も同裁判所に係属中です。

更に、タクシー運転手1名が、タクシー車内等での受動喫煙により喉頭がん等に罹患し、また動脈硬化等が増悪したとして、当社を相手取り、1,000万円の損害賠償及びたばこの製造・販売禁止等を求めて東京地方裁判所に提起した訴訟があります（2008年2月25日付）。2008年5月19日に第一回口頭弁論が行われ、現在も同裁判所に係属中です。

日本国以外における喫煙と健康に関する訴訟については、個人又は集団による損害賠償請求訴訟や政府機関による医療費返還訴訟等があり、当社グループを被告とする訴訟、若しくは当社がRJRナビスコ社の米国以外の海外たばこ事業を

買収した契約等に基づき当社又は当社子会社が責任を負担するものを合せて、2009年5月末時点において21件存在しています。

これらの訴訟には、カナダにおいてブリティッシュコロンビア州政府及びニューブランズウィック州政府によりRJR、当社のカナダ現地法人JTI-マクドナルド社を含むたばこメーカーに対して提起された医療費返還請求訴訟とJTI-マクドナルド社を含むカナダのたばこメーカーが提起されたケベック州における2件の集団訴訟が含まれています。

ブリティッシュコロンビア州政府の医療費返還請求訴訟では、当該請求の根拠である州法“Tobacco Damages and Health Care Costs Recovery Act”について2005年9月にカナダ連邦最高裁判所が合憲の判決を下し、2008年3月にはニューブランズウィック州も同様の訴訟を提起していますが、いずれの訴訟においても実質審理は未だ開始されておらず、JTI-マクドナルド社又はRJRの責任について実質的な判断がなされたものではありません。

ケベック州の2件の集団訴訟では、2005年2月に第一審において原告の集団適格が認められましたが、これらの訴訟においても実質審理は開始されておらず、JTI-マクドナルド社の責任について実質的な判断がなされたものではありません。

当社は、将来においても更にこのような喫煙と健康に関する訴訟が提起される可能性があるものと考えています。

当社は係争中の又は将来の訴訟がどのような結果になるのか予測することはできませんが、これらの訴訟が当社グループにとって望ましくない結果になった場合、賠償責任を負うこと等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、これらの訴訟の結果にかかわらず、訴訟に関する批判的報道その他により、喫煙に対する社会の許容度の低下、喫煙と健康に対する関心の高まり、喫煙に対する公的な規制が強化されること、当社グループに対する多くの類似の訴訟が提起されること、かかる訴訟の対応及び費用の負担を強いられたりすること等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

たばこ製品に関連するその他の訴訟等

たばこ製品については密輸及び偽造が広範囲にわたり行われており、たばこ業界全体が直面している主要な問題の一つとなっているところですが、たばこ製品の密輸に関連して当社グループが当事者となっている訴訟等があります。

2003年8月に、カナダ政府は、カナダのオンタリオ州において、RJR及びその子会社ならびに当社及びJTI-マクドナルド社を含む子会社に対して、1990年代のカナダへのたばこの密輸に関連してカナダ政府が被ったと主張するところの税務上の損害に対する賠償を求めて民事訴訟を起こしました。

2004年8月、JTI-マクドナルド社が、1990年から1998年にかけて、たばこ密輸に関与したとして、これに伴うたばこ税、加算税及び利息等を含む約13.6億カナダドル(2009年3月31日の為替レートで約1,014億円)の即時支払いを求める旨の課税通知をケベック州税庁より受けました。

JTI-マクドナルド社は、課税額を支払わなかった場合、ケベック州税庁による事業資産の差し押え等により、通常の実業運営を継続することが困難となる恐れがあることから、事業継続を図るため、オンタリオ州上級裁判所に企業債権者調整法^(*)の申請を行い、その適用による法的保護が少なくとも2010年3月15日まで認められており、JTI-マクドナルド社は、通常通り事業を継続しています。

企業債権者調整法の申請は、ケベック州税庁の主張するJTI-マクドナルド社の密輸への関与を認めるものではなく、JTI-マクドナルド社は今回のケベック州税庁による課税通知について、あらゆる適切な手段をとっていく所存です。

企業債権者調整法に基づく裁判所命令を受けてカナダの6つの州政府からケベック州と同様の税、加算税及び利息の請求の届出がありましたが、これらの請求に関する手続については未定となっています。

また、JTI-マクドナルド社がこれらの訴訟に関し何らかの損害及び費用を負担した場合には、1999年における当社とRJRとの買収時の契約に基づき、当社は本件に関わる損害及び費用を、売り手側であるRJRナビスコ社等に求償できる権利があると考えています。

※ CCAA (Companies' Creditors Arrangement Act: 「企業債権者調整法」) は、カナダで事業を行っている企業が、著しく事業に困難をきたすような財政状態に至った場合に、カナダ国内において申請し得るもの。同法は、対象企業が事業を継続しつつ、ビジネスを再構築していくことを目的としたもの。同法のもとでは、多くのカナダ企業が再建プロセスを経ており、事業を解体換価して配当することを目的とする「破産」とはまったく異なるもの。

CCAAの基本的な特徴は以下のとおり:

- 対象企業は、その事業と資産の運営・管理を継続する。
- CCAAは、個別事件の状況に対応した運用が可能な非常に柔軟な法律。
- 対象企業は、裁判所の指名する監督人 (Monitor) の支援のもと、裁判所の保護を得て、ビジネスの再構築を目指すこと、又は未確定なものを含めたその他の請求を取り扱うことができる。
- 対象企業に対するすべての訴訟、その他手続きが凍結され、対象企業は事業を継続しつつ再建を図ることができる。
- 会社に対する請求が確定した後、会社は全部又は一部の債権者に対して再建計画を示す。
- 対象企業が再建計画につき債権者からの賛成を取り付けた上で、裁判所がこれを承認した場合、裁判所は対象企業及び再建計画の影響を受けるすべての債権者を当該計画に服せしめることができる。

2007年5月に、オンタリオ州の裁判所は、1991年から1996年におけるカナダへのたばこ製品の密輸嫌疑に関する予備審問の後、JTI-マクドナルド社及び同社の元従業員1名を起訴処分とする決定を下しました。なお、同裁判所は併せて、当該予備審問の対象となっていた6名の同社の元従業員又は現従業員については不起訴とする決定を下していましたが、当該部分は2008年2月に異議申立審において破棄され、再審理のため第一審に差し戻されています。2008年5月に再審理の弁論が行われ、今後その決定がなされることとなります。これらの決定はJTI-マクドナルド社等が有罪であるか無罪であるかを判断したのではなく、この点は今後の公判で判断されることとなります。

2004年7月、ロシア市場で流通関係業務を担当する当社グループのロシア現地法人JTI Marketing & Sales社(以下「M&S社」)は、モスクワ税務署より2000年1月~12月の期間に係るVAT等の支払いを命じる課税通知を受けました。課税金額は未納分の税金(VAT等)、利息、加算税として約24億ルーブル(2009年3月31日の為替レートで約69億円)でした。M&S社は、モスクワ税務署の課税通知が事実誤認に基づくものであるとして仲裁裁判所へ当該課税通知の無効確認を求める訴訟を提起しました。第一審、控訴審、破棄審ではM&S社の請求は認められませんでした。2006年4月、最高仲裁裁判所(監督審)は、それまでの下級審の判断を破

棄し、本件を仲裁裁判所(第1審)に差し戻す判決を下しました。2007年10月、仲裁裁判所(第1審)は、M&S社の主張を認め、課税通知を無効とする判決を下し、2008年2月に控訴仲裁裁判所(控訴審)、2008年5月に管区仲裁裁判所(破棄審)は、ともに税務当局の上訴を棄却し、M&S社勝訴の判決を下しました。その後、税務当局が最高仲裁裁判所(監督審)に上告しましたが、2008年10月に同裁判所が税務当局の上告を受理しないことを決定し、M&S社の勝訴が確定しました。

2008年7月11日、連結子会社であるGallaher Group Ltd.(旧Gallaher Group Plc)、Gallaher Ltd.(以下、Gallaher社等)及び英国公正取引庁(Office of Fair Trading)との間で、当社による買収以前のGallaher社等における英国でのたばこ製品小売価格に係る競争法違反の疑いについて、制裁金を支払うこと等を含む早期解決に向けた合意がなされた旨、英国公正取引庁により発表されました。

本件合意は、2003年8月に、英国公正取引庁からGallaher社等に対して、英国たばこ製品市場における小売販売事業者との取引に関する調査開始の通知を受けていたものに関する事案であり、Gallaher社等は資料の提供等を行うなど、かかる調査に全面的に協力してきました。本件事案については、2008年4月25日、英国公正取引庁から「Statement of Objections」(違反行為告知書)が発出されていたところですが、当社及びGallaher社等は、関係法令、事実関係等を総合的に勘案した結果、本件の早期解決に向け、本件合意にいたることが最善の策であると判断しました。

当社グループは、Gallaher Group Plc(現Gallaher Group Ltd.)の買収に伴い実施したパーチェス法による会計処理において、英国競争法に基づいて制裁金が課されるリスクを評価した上で、既に負債計上し、当連結会計年度の連結貸借対照表上は流動負債及び固定負債に含めて表示しています。本件合意では英国公正取引庁の調査への協力が求められており、当該調査終了後、Gallaher社等に対する制裁金、約93百万英ポンド(2009年3月31日の為替レートで約130億円)についても、最終的に決定される予定です。なお、本件合意の制裁金の支払金額で決定された場合、当該制裁金と負債計上額との差額、約71百万英ポンド(2009年3月31日の為替レートで約100億円)につきましては、特別利益として計上する予定です。

本件合意の対象となった事案は、当社による買収前のGallaher社等における行為ではありますが、今回の英国公正取引庁からの指摘を重く受け取るとともに、当社グループは今後とも、コンプライアンス体制の一層の強化に努めていきます。

これら訴訟等の最終的な結果により当社の業績、キャッシュ・フロー、財務状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、将来において同様の訴訟が提起される可能性もあります。

事業等の主要なリスク

当社グループにおける事業等に係る主要なリスク及び投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は下記のようなものがあります。なお、本項においては、将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は当会計期間末において判断したものです。また、本記載は、将来発生しうるすべてのリスク等を網羅したのではなく、これらに限定されるものではありません。

当社グループの事業及び収益構造ならびに経営方針に係る事項

- 当社グループの売上高及び営業利益に相当程度貢献している国内たばこ事業及び海外たばこ事業が何らかの悪影響を受けた場合に、当社グループの業績に悪影響を及ぼすリスク
- 当社グループは、医薬事業、食品事業が将来において業績に貢献するものと考えており、これらの事業に対する投資を行う予定であるが、かかる投資が期待されるリターンをもたらさないリスク
- 将来の当社グループの業績に貢献するとの判断から、他企業の買収、他企業への出資、他企業との提携及び協力体制構築等を実行することがあり得るが、これらの実行の結果、当社グループの期待する成果が得られない場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼすリスク
- 当社グループの連結貸借対照表上に計上している買収に伴い発生した相当額ののれんは、それぞれの事業価値及び事業統合による将来のシナジー効果が発揮された結果得られる将来の収益力を適切に反映したものと考えているが、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られない場合、減損損失が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼすリスク
- 海外における事業について、為替変動、法令や規則の変更、政情不安、経済動向の不確実性、現地における労使関係、税制・関税等の変更、商慣習の相違等に直面するリスク

- 海外の当社グループ会社が決算に使用する外国通貨の日本円に対する為替の変動により、当社の連結財務諸表が影響を受けるリスク。また、当社が外貨建てで株式等を取得した海外の当社グループ会社について清算、売却、重大な価値の減額等の事由が発生した場合、当社の連結財務諸表において当該会社に対する投資の損益が計上され、かかる損益が当該株式等の取得に使用した外国通貨と日本円間の為替変動の影響を受けるリスク
- 当社グループは外貨建て取引に係る為替リスクの一部をヘッジしているものの、完全に回避することはできないため、為替の動向が当社グループの業績に悪影響を及ぼすリスク

当社グループの国内たばこ事業、海外たばこ事業に係る事項

- 国内たばこ市場全体における紙巻たばこ総需要の減少傾向は、高齢化の進展、喫煙と健康に関する意識の高まり、喫煙をめぐる規制の強化等を背景に、継続するものと当社は予測しており、海外たばこ市場においても需要の動向は地域によって変動はあるものの、経済環境や地域状況等により減少する可能性があることから、当社グループの業績に悪影響を及ぼすリスク
- 国内及び海外のたばこ市場におけるシェアは、当社及び他社の新製品の投入及びそれらに伴う特別の販売促進活動等の一時的要因によって短期的に変動することがある他、競合、価格戦略、喫煙者の嗜好の変化、ブランド力又は各市場における経済情勢その他の多数の要因に影響されて変動するため、当社グループがこれらの諸要因によりたばこ市場におけるシェアを低下させるリスク。また、市場シェアの減少に対抗すべく採用した施策（費用の増加を含む）が減益要因となるリスク
- 外国産葉たばこの価格の変動が、当社グループの営業利益に直接的な影響を与えるリスク
- 国内又は海外においてたばこに課せられる税金の増税が行われるリスク
- たばこに関する規制の強化により、たばこに対する需要が減少するリスク。また、新たな規制に対応するための費用等が増加するリスク
- 各国が行う立法の内容により、製品名中の「マイルド」、「ライト」等の文言の使用が禁止された場合、「マイルドセブン」ブランド製品に匹敵又は相応する新たなブランドを構築するのに多額の費用と時間を要するのみならず、その結果とし

てこれらと同様の価値と訴求力を有するブランドが構築できないリスク

- 当社グループは、国内及び海外において、喫煙に起因して、健康を害されたと主張する訴訟の被告となっており、これらの訴訟が当社グループにとって望ましくない結果になった場合、賠償責任を負うリスク。また、訴訟の結果にかかわらず、訴訟に関する批判的報道その他により、喫煙に対する社会の許容度が低下すること、喫煙に対する公的な規制が強化されること、当社グループに対する多くの類似の訴訟が提起されること、かかる訴訟の対応及び費用の負担を強いられたりすること等の影響を受けるリスク
- 喫煙と健康に関する訴訟以外にも、カナダ政府等がたばこの密輸に関連して被ったと主張する損害の賠償を求めて当社や当社グループ会社等を被告として提起した訴訟や、カナダのケベック州税庁やロシアの税務当局から課税通知を受けた当社のグループ会社が当該課税通知の無効を裁判所に訴えている訴訟等があり、これらの訴訟が、当社グループにとって望ましくない結果になった場合、当社グループの業績又は製造たばこの製造、販売、輸出入等に悪影響を及ぼすリスク

国内たばこ事業、海外たばこ事業以外の事業に係る事項 医薬事業に係る事項

- 当社グループが事業上価値のある医薬品を研究開発又は発売することができないリスク（当社はこれまで独自に創製した医薬品を上市したことはありません。）
- 医薬品の研究開発に長期の時間及び多大な研究開発費を要するリスク
- 当社グループが研究開発中の臨床開発品目につき、当社グループ若しくは当社グループの共同開発先・導出先（ライセンサー）等が存在する場合はそれらの判断により、又は何らかの内部的若しくは外的要因により研究開発を中止することとなるリスク
- 当社グループが事業上価値のある医薬品を研究開発又は発売することができたとしても、研究開発費用がその医薬品から生じる売上高を上回るリスク
- 当社グループが特定の医薬品に依存するリスク
- 当社グループが医薬品を効率的かつ大量に製造することができないリスク
- 当社グループの医薬品が事業上成功したとしても国内及び海外の競合他社の製品や政府による価格の引き下げ指示等によってその成功が覆されるリスク

- 他社の開発医薬品のライセンス及び販売に依存するリスク
- 重要な原材料の一部を特定の外部の供給元に依存するリスク
- 当社グループの医薬品の品質又は情報提供に何らかの問題が生じた場合に製造物責任等の請求を受けるリスク及び販売中止になるリスク
- 特許その他の知的財産権に関する訴訟等により業績が影響を受けるリスク
- 研究開発段階から新薬発売後まで広範な規制を受けるリスク
- 研究開発又は販売における提携先の努力に一部依存するリスク
- 放射性物質その他の危険物の使用又は管理に関し、当該危険物が環境を害する等の社会的又は法的問題が発生するリスク

食品事業に係る事項

- 当社グループの開発する食品製品が消費者の嗜好に合致せず、また、商品寿命が短期で終了するリスク
- 食品製品の原材料価格の変動（為替変動によるものを含む）により当社グループの損益が変動するリスク
- 食品製品の売上が天候の影響を受けるリスク
- 食品製品の調達、製造、販売等について国内及び海外の規制を受けるリスク（規制に対応するための諸コストの増加のリスクを含む）
- 当社グループが当社グループよりも広い販売網、優れた開発能力又は豊富な経験を有する他の大規模な製造者に対抗することができないリスク
- 当社グループが効率的なマーケティングを行えないリスク
- 当社グループが、効率的、安定的かつ効果的な方法で食品製品を自ら製造し又は外部に製造委託できないリスク
- 当社グループが飲料製品の製造の大部分を国内の外部委託先に製造委託し、これらに依存しているリスク
- 当社グループの食品製品の品質に何らかの問題が生じた場合に、製造物責任等の請求を受けるリスク、又は当該製品及び当社グループのブランド・イメージが損われるリスク

上記以外に、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

- 日本国政府は日本たばこ産業株式会社法（以下「JT法」）に基づいて、当社の成立のときに政府に無償譲渡された当社の株式の総数（株式の分割又は併合があった場合は、その株式の数に分割又は併合の比率を乗じて得た数）の2分の1以上に当たり、かつ、当社の発行済株式総数の3分の1を超える株式を保有し続けることとされており、当会計期間末において、当社の発行済株式総数の50.01%を保有しています。
- 財務大臣はJT法及びたばこ事業法に従い、当社を監督する権限等を有しています。
- JT法上、当社の営む事業の範囲は、「製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業及びこれに附帯する事業の他、当社の目的を達成するために必要な事業」とされており、「当社の目的を達成するために必要な事業」につきましては財務大臣の認可を受ける必要があるため、現在認可を受けている事業の範囲を超えて新たな事業を営もうとする際には、財務大臣の認可が必要になります。
- 当社の国内産葉たばこの買入れにつきましては、たばこ事業法に基づき、国内の耕作者と毎年たばこの種類別の耕作面積ならびに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結し、当社は、この契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れる義務があります。当社がこの契約を締結しようとするときは、耕作総面積及び葉たばこの価格について、国内の耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから財務大臣の認可を受けた委員で構成される「葉たばこ審議会」の意見を尊重することとされています。